

知っておきたい著作権判決例（その2）

ーギガファイル便事件ー

令和7年度著作権委員会第3部会 坂田 泰弘

要 約

令和7年度著作権委員会第3部会において、弁理士として知っておきたいものとして選定した著作権関連判決の一つである。本判決は、著作権者に無断で著作物を複製しアップロードした複製物のダウンロードページのURLを含む記事を氏名不詳者が電子掲示板へ投稿した行為が著作権侵害に当たるか否かが争われた事案である。氏名不詳者が複製物のアップロード者とは別人であると推認される場合であっても公衆送信権侵害が認定された、興味深い事案である。

ギガファイル便事件

著作権者に無断で著作物を複製しアップロードした複製物のダウンロードページのURLを含む記事を氏名不詳者が電子掲示板へ投稿した行為が公衆送信権侵害に該当するか否かが争われた事例

東京地判令和7年3月7日（令和6年（ワ）第70278号）
発信者情報開示請求事件（裁判所ウェブサイト）

目次

1. 事案の概要
2. 争点
3. 本件配信ファイルを公衆へ提供する仕組み
4. 判旨
5. 解説

1. 事案の概要

1. 1 当事者

原告：動画配信チャンネルの運営者～YouTube、ツイキャス等において「B」との名称で活動し、ツイキャスにおいて「C」との名称のチャンネル（本件チャンネル）を運営する者

被告：GMO インターネットグループ株式会社～インターネットの接続に関する業務等を営む法人

1. 2 結論

請求認容

1. 3 関係条文

著2条1項9号の4／同項9号の5／著23条

1. 4 キーワード

公衆送信権／自動公衆送信／送信可能化／URLの教示

1. 5 概略

本事件は、発信者情報開示請求事件である。氏名不詳者（本件投稿者）が、被告が提供するインターネット接続サービスを介してインターネット上の電子掲示板へ本件 URL を含む記事（本件記事）を投稿した。本件 URL は、原告が制作し本件チャンネルで配信した動画（本件配信動画）の一部を誰かが原告に無断で複製しギガファイル便へアップロードしたファイル（本件動画ファイル）をダウンロードするためのダウンロードページを指すものである。

裁判所は、本件投稿者の行為が本件配信動画に係る著作権（公衆送信権）の侵害に該当すると判断し、別紙発信者情報目録記載の各情報の開示の請求を認容した。

2. 争点

争点1 営業活動上の利益の侵害

争点2 本件配信動画に係る著作権の侵害

3. 本件配信ファイルを公衆へ提供する仕組み

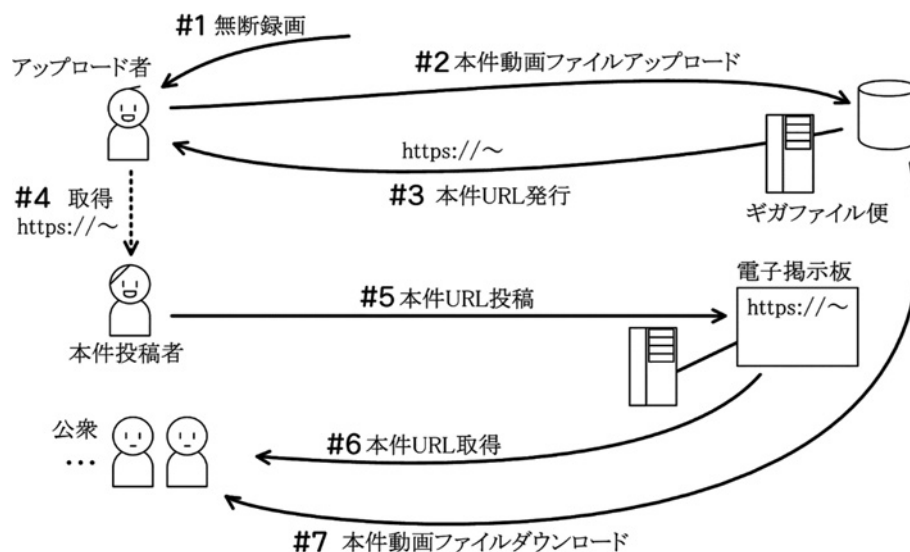
本件配信動画は、下図の通りギガファイル便および電子掲示板が使用されることにより公衆へ提供され得る状態になった。

誰か（アップロード者）が本件配信動画の一部を原告に無断で録画し（下図の#1）、本件動画ファイルとしてギガファイル便へアップロードし（#2）、本件 URL（本件動画ファイルの URL）を発行してもらった（#3）。

ギガファイル便の仕様によると、ギガファイル便へアップロードされたファイルをダウンロードするには、必ず当該ファイルのダウンロードページへアクセスしなければならない。したがって、本件 URL を知る者しか本件動画ファイルをダウンロードすることができない。本件動画ファイルがアップロードされた時点では、アップロード者しか本件 URL を知らないのので、アップロード者のみが本件動画ファイルをダウンロードすることができる。

アップロード者と本件投稿者とが同一人物であるか否か明らかでないが、別人であると推認される。したがって、本件投稿者は、何らかの方法で本件 URL を取得したと考えられる（#4）。

本件投稿者が本件記事（本件 URL を含む記事）をインターネット上の電子掲示板へ投稿した（#5）。これにより、誰でも本件記事を閲覧することによって本件 URL を取得し（#6）、本件 URL に基づいて本件動画ファイルをギガファイル便のダウンロードページからダウンロードできるようになった（#7）。



4. 判旨

4. 1 判旨の概要

裁判所は、争点1について判断せず、争点2について「本件配信動画に係る著作権（公衆送信権）が侵害された

ことが明らかである」と判断し、発信者情報の開示の請求を認容した。公衆送信権が侵害されたと判断した理由は、次の4.2～4.4の通りである。

4. 2 本件配信動画の著作物性および著作権者

裁判所は、「本件配信動画は、原告が、視聴者のコメントや動画内で取り上げる題材に関する情報を映しながら原告の見解を発信するもので、一定の創作性を有し、原告が制作し、録画した動画であるから、映画の著作物（著作権法10条1項7号）に当たり、著作権者は原告である」と認定した。

4. 3 複製物の該当性

裁判所は、「本件動画ファイルに係る動画は、本件配信動画の大部分を録画したものであり、表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、これに接する者が本件配信動画の本質的な特徴を直接感得することができる」と判断し、本件動画ファイルに係る動画が本件配信動画の複製物であると認定した。

4. 4 自動公衆送信行為の有無

裁判所は、ギガファイル便の仕様によると本件URLを知る者でなければ本件動画ファイルをダウンロードすることができないこと、および、「本件記事が投稿された時点までに、本件URLについて、インターネット上で公開されるなど、不特定の者や多数の者に知られていたこととはうかがわれない」ことを認定した。つまり、本件動画ファイルが自動公衆送信されるには、本件動画ファイルをギガファイル便へアップロードするだけでは足りず、本件記事の投稿が契機であった可能性を示唆した。

そこで、裁判所は、本件記事を検討し次のように認定した。本件記事には、本件チャンネルのアカウント名を示す記載、本件配信動画の配信日時を示す記載、本件配信動画における原告の発言があった時刻を示す記載、およびギガファイル便のウェブページのURLであることが分かる本件URLの記載がある。さらに、本件記事は、著名な電子掲示板の上の本件チャンネルに関するスレッドへ投稿されたものである。

以上の点に鑑み、裁判所は、「本件記事は、これに接した者が、本件URLから本件チャンネルの動画をダウンロードできると理解し得るように記載されたものといえ…ギガファイル便にアップロードされた本件動画ファイルについては、本件記事の投稿の前には、不特定又は多数の者からの求めに応じ自動的に送信されることはなかったものであるが、本件記事の投稿によって、不特定又は多数の者がダウンロードすることができるようになり、自動公衆送信されるにいたったものというべきであ」と認定した。

そして、「本件動画ファイルをギガファイル便にアップロードした者も、本件投稿者も、著作権者である原告の許諾は得ていない」こと、および、上述の事情に鑑み、「本件記事の投稿は、不特定又は多数の者によって直接受信されることを目的として、不特定又は多数の者からの求めに応じ本件動画ファイルを自動的に送信することを可能としたというべきであるから、本件投稿者は、本件配信動画に係る著作権（公衆送信権）を侵害したものといえる」と認定した。

5. 解説

5. 1 自動公衆送信と送信可能化

著作権法23条1項は、公衆送信権について「著作権者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。」と規定し、同法2条1項9号の5柱書きは、送信可能化を「次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすること」と定義する。

つまり、括弧書きの通り、公衆送信権は、現実自動公衆送信する行為だけでなく、自動公衆送信が現実に行われるようにするための所定の準備の行為にまで及ぶ。

自動公衆送信が現実に行われたことを立証するよりも、その一歩手前の準備の行為が行われたことを立証するほうが容易であることが多い。本事件においても、一見、送信可能化があったことを立証するほうが容易のように思

える。

しかし、自動公衆送信の準備のための行為すべてが送信可能化に該当するわけではなく、次のいずれか（同号イまたはロ）に掲げる行為でなければ送信可能化に該当しない。

同号イまたはロの行為を端的に言うと、情報の自動公衆送信を可能にするために、同号イの行為は、公衆の用に供する電気通信回線（例えば、インターネット）に既に接続されている自動公衆送信装置へ当該情報を記録等するものであり、同号ロの行為は、当該情報を記録等した後に自動公衆送信装置を公衆の用に供する電気通信回線に接続するものである。

ここで、本件投稿者の行為が同号イまたはロに該当するか否かを検討する。

ギガファイル便が自動公衆送信装置（同号イ）であることが同号イまたはロに該当するための要件の1つであるが、仮にギガファイル便が自動公衆送信装置であったとしても、ギガファイル便へ本件動画ファイルをアップロードした者と本件投稿者とは別人であると推認されるので、この推認が崩れない限り、本件投稿者の行為は同号イに該当しない。

また、本件記事を電子掲示板へ投稿する行為は、アップロード時点では自動公衆送信されない本件動画ファイルを自動公衆送信できる状態に変えるものなので、「送信可能化」という単語だけを見れば、当該行為が同号ロに該当しように思える。しかし、同号ロは、「その公衆送信用記録媒体に情報が記録され…ている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続…を行うこと」と規定している。したがって、投稿の行為が直ちに同号ロに該当するとは言いがたい。

以下、私見であるが、その点、上述の通り裁判所は「本件記事の投稿は、不特定又は多数の者によって直接受信されることを目的として、不特定又は多数の者からの求めに応じ本件動画ファイルを自動的に送信することを可能としたというべきであるから、本件投稿者は、本件配信動画に係る著作権（公衆送信権）を侵害したものである」と認定しているが、これは、送信可能化があったと認定しているのではなく（現に、「送信可能化」という文言は、使用されていない）、あくまでも本件記事の内容および投稿先などの事情に鑑み「本件記事の投稿によって、不特定又は多数の者がダウンロードすることができるようになり、自動公衆送信されるにいたったものというべきであり」（下線は筆者による）と、自動公衆送信が現実にあったと評価したのではないだろうか。

なお、送信可能化の該当性についての見解として「一体的把握説」がある。これは、アップロード行為と実質的なアクセス可能性を生じさせる別の行為（例えば、本事件における本件記事を電子掲示板へ投稿する行為）とを一体的に把握することで初めて送信可能化に該当するという見解である⁽¹⁾。

本事件では送信可能化の該当性について判断されなかったが、自動公衆送信が現実にあったことの立証が困難な事案においては送信可能化の有無が公衆送信権侵害の成否に大きく関わるだろうし、今後、そのような場面が多くなると考えられる。一体的把握説を意識したと思われる事案が既に存在するが、問題点や批判も見られる。送信可能化を考える上で、一体的把握説についてしっかり押さえておきたいところである。

5. 2 最後に

オンラインストレージが普及し、我々は、オンラインストレージを介して情報を共有する機会が増えている。ギガファイル便と同様に、共有者同士でファイルのURLを共有する仕様のサービスが多い。他人の著作物を共有する際は、共有者が公衆（不特定または多数）に該当しないことや、公衆に該当するのであれば著作権者の許諾を得ることが必要なのは当然だが、ファイルのURLの取扱いにも注意が必要である。

（注）

（1）一体的把握説についての詳細は、谷川和幸『リンク提供行為と著作権法』（弘文堂、2024年）104-115頁を参照されたい。

（原稿受領 2026.4.28）